ノ支出ニ処分スルコトヲ得

第十九條　準備金及特別積立金ハ産業組合中央信用組合聯合会若クハ總会ノ承認ヲ經タル銀行ニ預入レ又ハ之ヲ以テ國債証券、地方債券、貯蓄債券、勧業債券、若クハ農工債券ヲ買入レ、外他ニ之ヲ利用スルコトヲ得ス

但シ總会ノ承認ヲ經テ事業資金ニ融通スルコトヲ得

第三章　機関

第二十條　本組合ニ理事五名監事三名ヲ置ク理事ハ組合長一名専務理事一名ヲ互選ス

第二十一條　組合長ハ事務ヲ總理シ組合ヲ代表ス、組合長事故アルトキハ専務理事之ニ代リ組合長、専務理事共ニ事故アルトキハ理事ノ互選ニヨリ其ノ代理者一名ヲ定ム

専務理事ハ組合長ヲ補佐シ組合事務ヲ掌理ス

第二十二條　理事ノ任期ハ三ケ年トシ監事ノ任期ハ二ケ年トス

但シ再選ヲ妨ケス　組合長、専務理事ノ任期ハ理事ノ任期ニ依ル

補欠選挙ニ依リ就任シタル理事又ハ監事ハ前任者ノ任期ヲ継承ス　理事及監事ハ任期満了後ト雖モ後任者ノ就職スル迄其ノ職務ヲ行フモノトス

第二十三條　辞任其ノ他ノ理由ニヨリ理事又ハ監事ニ缺員ヲ生シタルトキハ遅滞ナク總会ノ時期迄猶予スル事能ハサル場合ニ限リ臨時總会ヲ招集シ補欠選挙ヲナスモノトス

總会ヨリ理事又ハ監事ノ辞任ヲ決議シタルトキハ同時ニ其ノ補欠選挙ヲナスコトヲ要ス

第二十四條　理事及監事ハ名誉職トス

但シ事務理事及監事ニハ總会ノ決議ニ依リ報酬手当又ハ賞與ヲ支給スルコトヲ得　理事及監事ハ正当ノ事由ナクシテ辞任スルコトヲ得ス

第二十五條　通常總会ハ毎年一回一月之ヲ開ク

臨時總会ハ左ノ場合ニ於テ之ヲ開ク

一、理事カ必要ト認メタルトキ

二、監事カ産業組合法第二十四條ニヨリ必要ト認メタルトキ

三、理事カ欠ケタルトキ

四、産業組合法第二十三條ニ依リ組合員ヨリ總会招集ノ請求アリタルトキ